「第 10 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）」の概要について

１．計画の概要

（１）趣旨

介護保険法に基づく介護保険事業に関すること、及び老人福祉法に基づく老人福祉事業について、「神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定。

（２）計画期間

2027 年度から 2029 年度の３年間

（３）計画の目的・目標

【目的】

高齢者が尊厳をもって、自立した生活を営むことができる社会の実現

【目標・施策の柱】

①フレイル予防をはじめとした介護予防の推進
②地域での生活の継続に向けた支援
③認知症の人にやさしいまちづくりの推進
④安全・安心な住生活環境の確保
⑤地域包括ケアと医療・介護連携の強化
⑥介護人材の確保・育成・定着
⑦介護保険制度の適正運営

２．計画策定スケジュール

【2026 年】

・第１回 企画・調査部会	９月開催
・第１回 介護保険専門分科会	10 月開催
・意見提出手続き（パブリックコメント）	12 月３日～1 月８日

【2027 年】

・第２回 企画・調査部会	１月下旬開催予定
・第２回 介護保険専門分科会	２月中旬開催予定
・介護保険条例改正案上程 ※第 10 期計画期間の保険料を規定	２月議会
・第 10 期介護保険事業計画開始	４月１日

参考資料２

第10期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）

神　戸　市

目　次

P１　第１部　計画の意義

P１　　第１節　策定趣旨
P１　　第２節　計画の位置づけ
P２　　第３節　計画期間
P２　　第４節　計画の推進体制

P３　第２部　目的と目標

P３　　第１節　目的
P８　　第２節　中長期的な将来展望
P11　　第３節　目標（施策の柱）

P12　第３部　施策

P12　第１章　フレイル予防をはじめとした介護予防の推進

P12　　第１節　フレイル予防と活動・参加の推進
P18　　第２節　健康づくり対策
P20　　第３節　生涯現役社会づくり

P22　第２章　地域での生活の継続に向けた支援

P22　　第１節　地域での支援体制づくり、相談体制の充実
P26　　第２節　住まいと生活環境の推進
P27　　第３節　権利擁護、虐待防止対策
P29　　第４節　身寄りのない高齢者等への包括的支援

P30　第３章　認知症の人にやさしいまちづくりの推進

P31　　第１節　予防及び早期介入
P32　　第２節　事故の救済及び予防
P33　　第３節　治療及び介護の提供
P35　　第４節　地域の力を豊かにしていくこと

P38　第４章　安全・安心な住生活環境の確保
P38　　第１節　多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保
P42　　第２節　災害時の対応（ＢＣＰ、備蓄、相互援助）

P43　第５章　地域包括ケアと在宅医療・介護連携の強化
P43　　第１節　在宅医療と介護連携の強化
P45　　第２節　予防・住まい・生活支援等の包括的支援

P47　第６章　介護人材の確保・育成・定着
P47　　第１節　新たな介護人材の確保
P49　　第２節　介護人材の育成・定着
P50　　第３節　就業環境の向上

P51　第７章　介護保険制度の適正運営
P51　　第１節　制度の持続可能性の向上
P53　　第２節　事業者及び利用者への適正適切なサービスの理解促進

P55　第４部　介護サービス量等の見込み

P55　第１章　被保険者数の見込み
P56　第２章　要介護（要支援）認定者数の見込み
P57　第３章　介護サービス利用者数の見込み
P57　　第１節　施設・居住系サービスの利用見込み
P57　　第２節　居宅サービス・地域密着型サービス・総合事業の利用見込み

P57　第５部　介護保険事業の費用と負担

P57　第１章　介護保険事業にかかる給付費等の見込み
P57　第２章　第１号被保険者の保険料

第１部　計画の意義

第１節　策定趣旨

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づいて、市の果たすべき責務を具体的に明示することにより、高齢者保健福祉施策の体系的・総合的推進を図ろうとするものです。

介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の８の規定において、介護保険事業計画と老人福祉計画（本市では、「神戸市高齢者保健福祉計画」）は、一体的策定が義務づけられていることから、本計画は、『介護保険事業計画と神戸市高齢者保健福祉計画』の一体の計画（以下「介護保険事業計画」という）として策定しています。また、介護保険事業計画は、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する他の計画と調和を保つこととなっており、本計画は、「神戸市認知症施策推進計画」や「神戸市高齢者居住安定確保計画」とも一体の計画として策定しています。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「“こうべ”の市民福祉総合計画 2030」の分野別計画でもあり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。

さらに、兵庫県地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進に伴う、在宅医療等の新たなサービス必要量に関して、「兵庫県保健医療計画」との整合性を図っています。

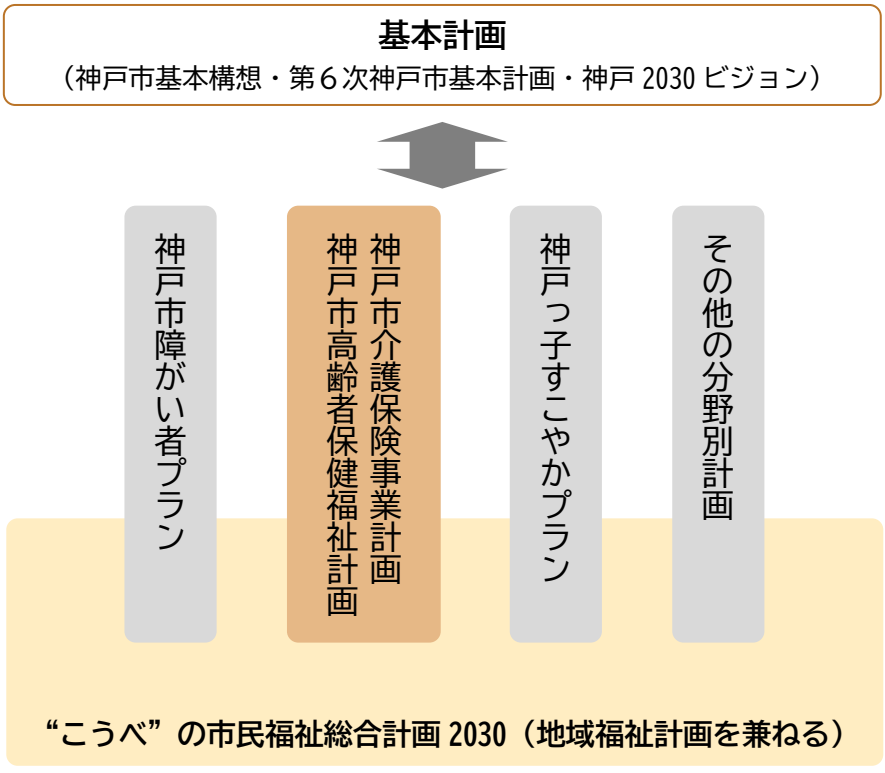

第３節　計画期間

本計画は、2027年度から2029年度までの３か年計画とします。

計画期間



第４節　計画の推進体制

本市では、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者等で構成される「介護保険専門分科会」において、本計画の実施状況の点検や課題検討を行うなど、介護保険事業の円滑な推進を図っています。

第２部　目的と目標

第１節　目的

高齢者が尊厳をもって、自立した生活を営むことができる社会の実現

地域共生のもと、全ての市民が、切れ目ない医療・介護・予防・住まい・権利擁護の支援により、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会

高齢者は、加齢に伴う心身の変化により要介護状態となったとしても、尊厳を保持し、自分自身の意思に基づいて、住み慣れた地域で自立した日常生活を営む権利があります。

介護保険法においては、国民の努力及び義務として、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める」ことが定められています。高齢者が自立した日常生活を営むためには、まずは要介護状態となることを予防することが重要です。そのため、市民一人ひとりが介護予防の重要性を理解し、自ら取り組んでいただけるよう、周知啓発を進めながら介護予防を推進していきます。

一方で、高齢者をとりまく環境やニーズは多様化・複雑化しています。高齢者一人ひとりの意思や多様なニーズを尊重し、対応していくためには、地域包括ケアシステムの更なる深化が必要です。これまで以上に、医療・介護・予防・住まいに加え、権利擁護を含めた包括的で切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、必要な介護サービスを提供できるようにするためには、サービスの担い手である介護人材の確保・定着が不可欠です。国や兵庫県、関係団体と連携し、多様なサービスの担い手の確保、介護現場における業務負担軽減、職場環境の改善を推進していきます。

介護保険は、給付と負担の関係が明確である社会保険方式が採用されており、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であることからも、より市民に信頼される制度運営を心がける必要があります。そのため、低所得者には配慮しつつ、必要なサービス水準の財源を確保するとともに、介護保険制度の適正運営を図ります。

本計画においては、高齢者の権利が十分に擁護され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すため、高齢者をとりまく現状と課題を整理し、必要な保健医療サービス及び福祉サービス等の施策を定めています。

地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって継続できるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に確保される体制です。

神戸市では、高齢化の進展や地域課題の多様化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。日常生活圏域単位で設置される地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を中核として、医療・介護・福祉・行政・地域住民など多様な主体が連携し、尊厳をもって自立した日常生活を営むことができるよう高齢者一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援の充実を図っています。

また、在宅医療と介護の連携強化、介護予防の推進、認知症施策の充実、生活支援体制の整備などを進めることで、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを推進しています。

日常生活圏域とは

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市内を区分したものです。

本市では、概ね中学校区を基準に、日常生活圏域を設定しています。

センター名	管轄区域
東灘区	
本山東部	森北町、森南町、甲南台、本山北町、本山中町、本山町
本庄	深江北町、深江本町、深江南町、深江浜町、本庄町、北青木１・２丁目、青木１・４丁目
本山南部	本山南町、甲南町１・２丁目、田中町１・２丁目
本山西部	西岡本、岡本、田中町３～５丁目
魚崎北部	魚崎北町、北青木３・４丁目、甲南町３～５丁目
魚崎南部	魚崎中町、魚崎南町、魚崎西町、魚崎浜町、青木２・３・５・６丁目
住吉北部	住吉台、渦森台、住吉山手、住吉本町
住吉南部	住吉東町、住吉宮町、住吉南町、住吉浜町
御影北部	鴨子ヶ原、御影山手、御影１～３丁目、御影郡家１・２丁目
御影南部	御影中町、御影本町、御影石町、御影塚町、御影浜町
六甲アイランド	向洋町東、向洋町中、向洋町西
灘区	
高羽	土山町、桜ヶ丘町、高羽、一王山町、寺口町、高羽町、楠丘町、高徳町、弓木町
六甲摩耶	鶴甲、大月台、篠原台、六甲台町、篠原伯母野山町、大土平町、篠原北町、長峰台、箕岡通１～３丁目、高尾通１～３丁目、五毛通１～３丁目、薬師通１～３丁目、国玉通１～３丁目、六甲山町、水車新田、大石、篠原、畑原、五毛、摩耶山町
六甲	赤松町、曽和町、山田町、宮山町、八幡町、日尾町、神前町、森後町、六甲町、永手町、稗原町、琵琶町、下河原通

大石	大和町、中郷町、徳井町、記田町、深田町、備後町、桜口町、友田町、浜田町、烏帽子町、鹿ノ下通、新在家北町、新在家南町、大石東町、大石北町、大石南町、灘浜東町
篠原	篠原本町、篠原中町、篠原南町、将軍通、神ノ木通、千旦通、上河原通、上野通１～５丁目、赤坂通１～５丁目、畑原通、天城通１～５丁目、福住通１～５丁目、中原通１～５丁目、倉石通、水道筋、岸地通、大内通、泉通、灘北通１～６丁目
王子	箕岡通４丁目、高尾通４丁目、五毛通４丁目、薬師通４丁目、国玉通４丁目、城の下通、上野通６～８丁目、赤坂通６～８丁目、天城通６～８丁目、福住通６～８丁目、中原通６・７丁目、青谷町、王子町、原田通、城内通、灘北通７～１０丁目、岩屋、上野、原田、摩耶山
西灘	灘南通、船寺通、都通、味泥町、灘浜町、岩屋北町、岩屋中町、岩屋南町、摩耶海岸通、摩耶埠頭
中央区	
新神戸	神仙寺通、中島通、籠池通、野崎通、上筒井通、中尾町、熊内町、坂口通、宮本通、大日通、割塚通、葺合町
春日野	熊内橋通、旗塚通、神若通、国香通、若菜通、脇浜町、筒井町、東雲通、八雲通、日暮通、吾妻通、北本町通、南本町通、真砂通
脇の浜	脇浜海岸通
三宮	生田町、二宮町、琴ノ緒町、布引町、北野町、山本通１・２丁目、中山手通１・２丁目、加納町、下山手通１・２丁目、北長狭通１・２丁目、旭通、雲井通、小野柄通、御幸通、磯上通、八幡通、磯辺通、浜辺通、三宮町、東町、伊藤町、江戸町、京町、浪花町、播磨町、明石町、西町、前町、海岸通（鯉川筋以東）、新港町、小野浜町
元町山手	諏訪山町、再度筋町、山本通３・４・５丁目、中山手通３～８丁目、下山手通３～９丁目、北長狭通３～８丁目、花隈町、神戸港地方、元町高架通（宇治川線以東）
ハーバーランド	楠町、橘通、多聞通、中町通、古湊通、相生町、元町通、栄町通、海岸通（鯉川筋以西）、波止場町、弁天町、東川崎町、元町高架通（宇治川線以西）
港島	港島、港島中町、港島南町、神戸空港
兵庫区	
兵庫平野	平野町、楠谷町、梅元町、矢部町、五宮町、神田町、馬場町、上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町
みなとがわ	烏原町、天王町、湊山町、雪御所町、山王町、千鳥町、都由乃町、石井町、大同町、北山町、氷室町、熊野町１・２丁目、夢野町１・２丁目、菊水町１～５丁目、湊川町１～４丁目
荒田	荒田町、東山町、西上橘通、西橘通、福原町、西多聞通、新開地１・２丁目、中道通１丁目（１・２番）、水木通１丁目（１～３番）
新開地	新開地３～６丁目、湊町、佐比江町、大開通１～７丁目、塚本通１～６丁目、羽坂通、三川口町、永沢町、西柳原町、門口町、兵庫町、西出町（阪神高速以西）
夢野の丘	里山町、鵯越筋、清水町、小山町、滝山町、熊野町３～５丁目、鵯越町、菊水町６～１０丁目、夢野町３・４丁目、湊川町５～１０丁目
中道	会下山町、大井通、松本通、上沢通、下沢通、中道通１丁目（１・２番を除く）・２～９丁目、水木通１丁目（１～３番を除く）・２～１０丁目、大開通８～１０丁目、塚本通７・８丁目、駅前通
キャナルタウン	東出町、西出町１・２丁目（阪神高速以東）、七宮町、鍛冶屋町、島上町、船大工町、本町、磯之町、南仲町、西仲町、神明町、西宮内町、北逆瀬川町、東柳原町、築地町、中之島、出在家町、切戸町、南逆瀬川町、入江通、小河通、須佐野通、松原通、浜崎通、駅南通、芦原通、明和通、御所通、和田山通
浜山	今出在家町、和田崎町、三石通、上庄通、和田宮通、笠松通、小松通、遠矢町、御崎本町、浜山通、遠矢浜町、材木町、御崎町、吉田町、浜中町、金平町、高松町
北区	
道場	道場町、長尾町、鹿の子台北町、鹿の子台南町、上津台、赤松台、大沢町
ありの	菖蒲が丘、西山、京地、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、有野台、有野中町、東有野台、有野町二郎、有野町有野
八多淡河	八多町、淡河町
有馬	有馬町、唐櫃台、唐櫃六甲台、東大池、有野町唐櫃
谷上	西大池、大池見山台、花山中尾台、幸陽町、花山台、花山東町、小倉台、広陵町、筑紫が丘、山田町上谷上、山田町下谷上の一部、山田町与左衛門新田、谷上西町、谷上東町、谷上南町、桜森町、山の街

神戸北町	緑町、大原、桂木、日の峰、松が枝町、青葉台、柏尾台、山田町下谷上の一部、山田町坂本・衝原・中・西下・原野・東下・福地
北鈴蘭台	大脇台、若葉台、惣山町、甲栄台、泉台（７丁目２番の一部を除く）、山田町小部（前記を取り巻く地域）、山田町下谷上の一部、杉尾台、松宮台
鈴蘭台	鈴蘭台西町、鈴蘭台北町、鈴蘭台南町１・６～９丁目、鈴蘭台東町、中里町、山田町下谷上（小部南山を含む）
五葉	北五葉、南五葉、鈴蘭台南町２～５丁目、君影町、山田町藍那・しあわせの村の一部・小河、泉台７丁目２番（戸建）、山田町小部字西両畑
しあわせの村	鳴子、星和台、ひよどり北町、ひよどり台、ひよどり台南町、しあわせの村、山田町下谷上の一部
長田区	
丸山	雲雀ヶ丘、鶯町、大日丘町、萩乃町、一里山町、源平町、檜川町、東丸山町、丸山町、長田天神町７丁目、西丸山町、堀切町、花山町、鹿松町、高東町、長者町
名倉	滝谷町、長田天神町１～６丁目、明泉寺町、名倉町、房王寺町、重池町、大丸町、前原町、寺池町、片山町、大塚町１～４丁目、長田町１～４丁目
池田宮川	林山町、長田町５～９丁目、宮川町、西山町、池田宮町、池田惣町、宮丘町、高取山町１丁目、上池田、池田谷町、池田広町、池田寺町、池田経町、池田新町、池田塩町、池田上町、蓮宮通、大塚町５～９丁目
御蔵	一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、北町、御蔵通、菅原通、御船通、蓮池町、大道通、川西通、細田町、神楽町
西代	高取山町、高取山町２丁目、長尾町、平和台町、大谷町、五位ノ池町、庄山町、山下町、戸崎通、西代通、御屋敷通、水笠通、松野通
真野真陽	梅ヶ香町、東尻池新町、東尻池町、浜添通、苅藻島町、真野町、苅藻通、西尻池町、庄田町、駒栄町、南駒栄町、若松町１～４丁目、大橋町１～４丁目、腕塚町１～４丁目、久保町１～４丁目、二葉町１～４丁目
新長田	日吉町、若松町５～１１丁目、大橋町５～１０丁目、腕塚町５～１０丁目、久保町５～１０丁目、二葉町５～１０丁目、駒ヶ林町、野田町、海運町、本庄町、長楽町、浪松町、駒ヶ林南町
須磨区	
白川	白川、東白川台、若草町、車、白川台１・２丁目、３・４丁目（落合橋道路北）、５～７丁目、北落合２・３丁目（１番を除く）・５・６丁目
名谷	清水台、東落合、白川台３・４丁目（落合橋道路南）、北落合１丁目、３丁目（１番）、４丁目、中落合、西落合、神の谷、緑台、弥栄台
妙法寺	緑が丘、妙法寺、横尾、多井畑の一部（北須磨団地入り口、横尾西交差点の入り口、地獄谷、東山ノ上）、桜の杜
名谷南	菅の台、竜が台、友が丘、南落合、道正台、多井畑の一部（渋人谷上）
板宿	禅昌寺町、永楽町、神撫町、明神町、板宿、川上町、養老町、宝田町、菊池町、前池町、飛松町、板宿町、大手、大手町、平田町（山陽電鉄以北）、権現町、堀池町、東町、戸政町、中島町、若木町、奥山畑町、上細沢町、東須磨東部
離宮	多井畑、多井畑東町、多井畑南町、高倉台、東須磨の一部、高尾台、水野町、離宮西町、離宮前町、月見山町、桜木町、須磨寺町、高倉町、西須磨の一部
たかとり	平田町（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町、大田町、寺田町、大池町、千歳町、常盤町、行平町、青葉町、鷹取町、古川町、小寺町、外浜町
西須磨	北町、南町、月見山本町、稲葉町、松風町、村雨町、磯馴町、衣掛町、若宮町、行幸町、天神町、須磨本町、須磨浦通、千守町、関守町、潮見台町、一ノ谷町､西須磨の一部
垂水区	
桃山台	名谷町（概ね福田川、バス道以東でかつ、つつじが丘以北）、つつじが丘、桃山台、清玄町、下畑町（第二神明以北）
塩屋	朝谷町、松風台、塩屋台、塩屋町、塩屋町１～５丁目・７～９丁目、塩屋北町、下畑町の一部、東垂水町（東）、下畑町字西砂山
東垂水	青山台、東垂水町（中、西）、塩屋町６丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水、山手２～８丁目、大町、高丸３・４丁目、野田通、馬場通、瑞穂通、清水通、御霊町、中道２～６丁目、坂上２～５丁目、川原２～５丁目、福田、向陽

垂水名谷	名谷町（概ね福田川以西）、神和台、潮見が丘、千鳥が丘、高丸５～８丁目、上高丸、千代ヶ丘、みずき台
平磯	高丸１・２丁目、瑞が丘、日向、平磯、山手１丁目、中道１丁目、坂上１丁目、川原１丁目、宮本町、神田町、陸ノ町、天ノ下町、旭が丘、仲田
本多聞	学が丘、本多聞、舞多聞東１丁目、小束山本町、小束山、小束山手、多聞町字小束山、名谷町（概ね小束山以北）、星が丘、星陵台、清水が丘、舞子坂、舞子陵
舞子台	北舞子、舞子台１・３・７・８丁目、歌敷山、霞ヶ丘、五色山、海岸通
神陵台	多聞町（バス道以西）、小束台東、多聞台、舞多聞東２・３丁目、舞多聞西、西脇、神陵台、南多聞台１～６丁目、小束台
舞子	南多聞台７・８丁目、狩口台、西舞子、舞子台２・４～６丁目、東舞子町
西区	
押部	押部谷町、秋葉台、桜が丘東町、桜が丘中町、桜が丘西町、月が丘、美穂が丘、北山台、富士見が丘、高雄台、見津が丘、高塚台
西神南	櫨谷町、井吹台東町、井吹台西町、井吹台北町、伊川谷町井吹
伊川谷	伊川谷町（有瀬、上脇、潤和、長坂、別府）、池上、大津和、今寺、北別府、南別府、天王山、白水
西神中央	狩場台、糀台、竹の台、美賀多台
神出	神出町
岩岡	岩岡町、上新地、竜が岡、大沢、福吉台
平野西神	春日台、樫野台、平野町
玉津	玉津町、水谷、小山、丸塚、二ツ屋、森友、枝吉、持子、曙町、王塚台、中野、宮下、長畑町、天が岡、和井取
学園都市	伊川谷町（小寺、前開、布施畑）、学園東町、学園西町、室谷、前開南町

第２節　中長期的な将来展望

① 将来人口推計

全国的に40～64歳までの生産年齢人口の減少が進む一方で、高齢者人口は増加の一途を辿り、2040年頃にピークを迎えると予想されています。本市も例外ではなく、総人口は減少し、生産年齢人口は、2030年頃より、急速に減少が進む見込みとなっています。

【神戸市の推計人口の推移（年齢３区分別）】

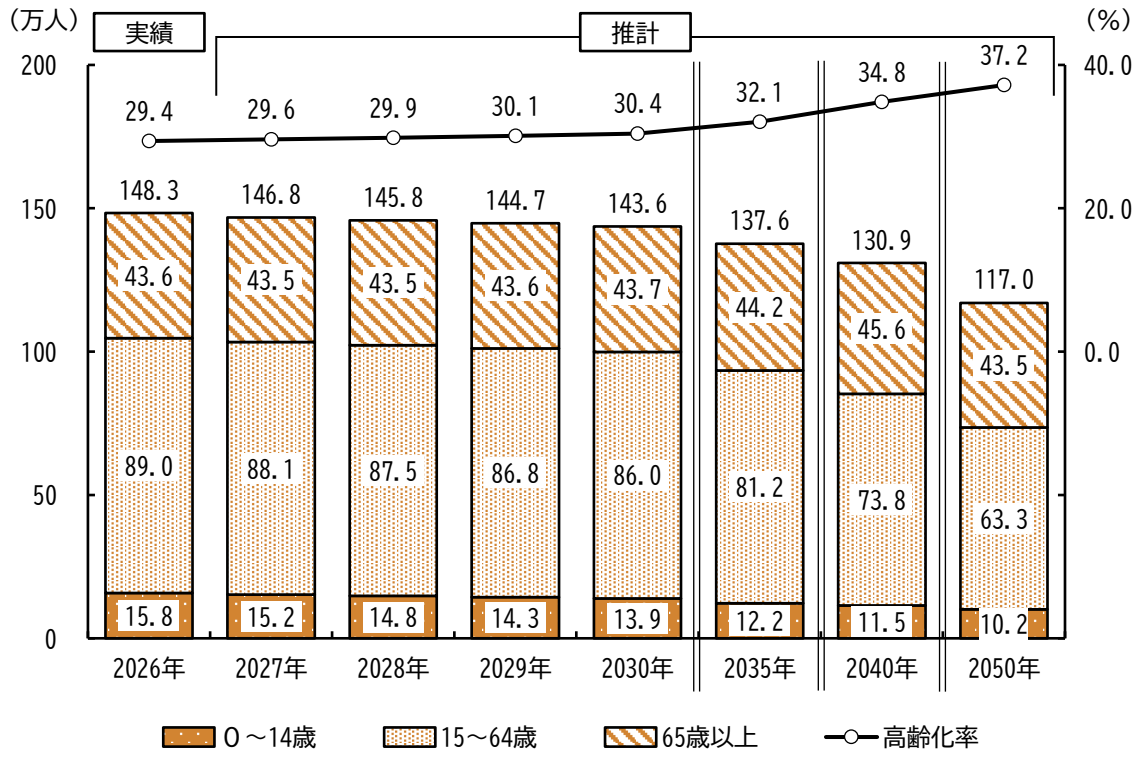

※　2026 年は６月末時点、2027 年以降は推計値

② 高齢者（第１号被保険者）の将来人口推計

本市の高齢者人口は、75歳以上の後期高齢者を中心に増加の一途を辿り、2040年頃にピークを迎えると見込まれますが、それよりも早い2035年頃には、介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者人口がピークとなると見込んでいます。

【神戸市の高齢者（第１号被保険者）の推計人口の推移】

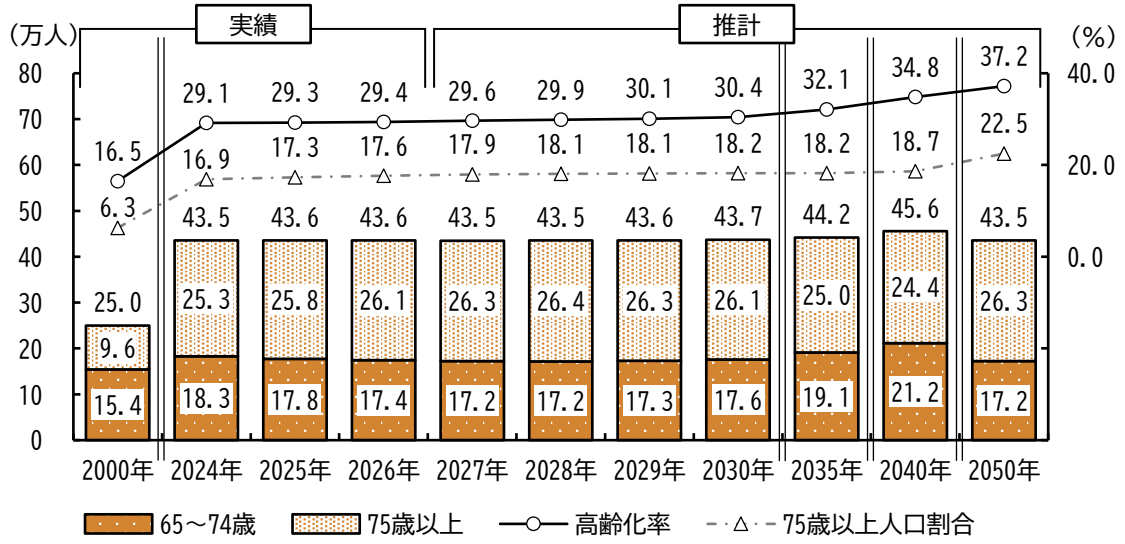

※　2000 年は４月末、2024・2025 年は各年９月末、
2026 年は６月末時点、2027 年以降は推計値

【神戸市の 85 歳以上の推計人口の推移】

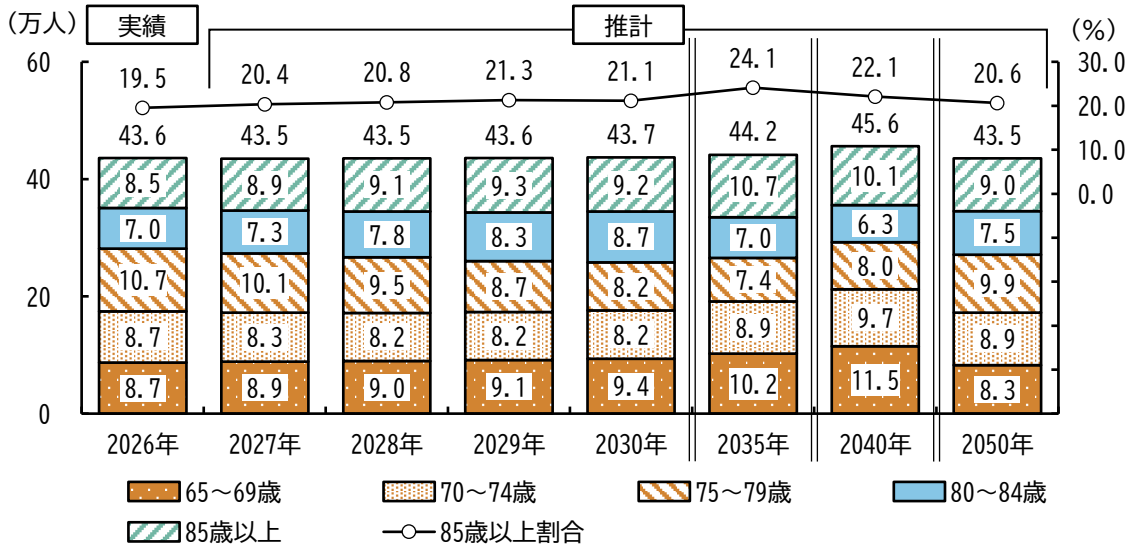

※　2026 年は６月末時点、2027 年以降は推計値

③ 要介護（要支援）認定者の将来人口推計

本市の要介護（要支援）認定者は、高齢者の増加に伴い、要支援認定者を中心に増える見込みです。65歳以上がピークを迎える2040年頃には、要介護（要支援）認定者数も約11万５千人となり、最多となる見込みとなっています。

【神戸市の要介護（要支援）認定者数の推移】

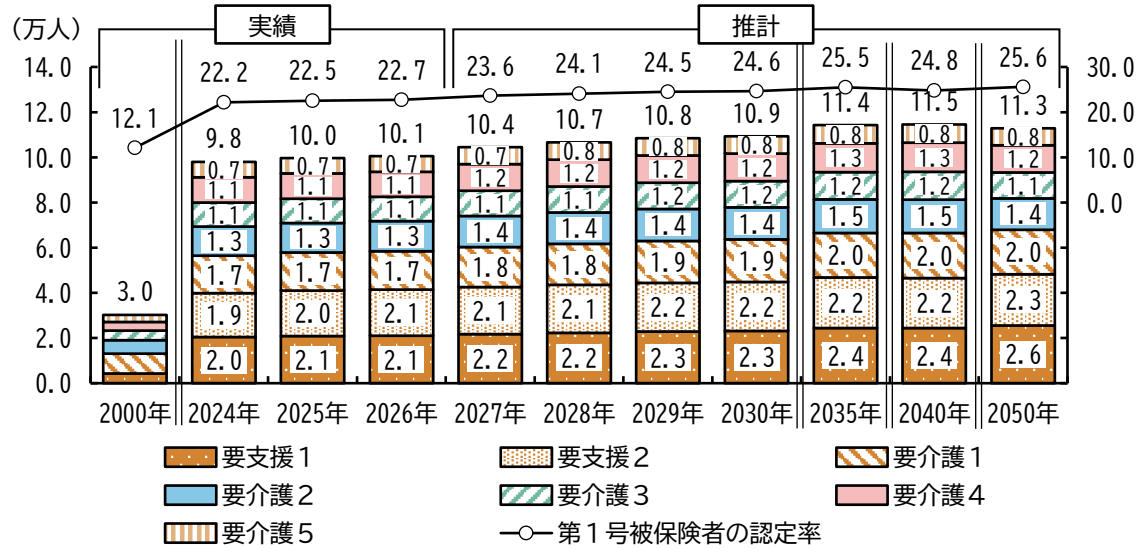

※　棒グラフの数値は第２号被保険者を含む
※　2000・2024・2025 年は各年９月末、
　　2026 年は５月末時点、2027 年以降は推計値
※　2000 年の要支援者数は要支援１・２を合わせた人数

④ 認知症高齢者の将来人口推計

認知症高齢者数は、2040年まで増加傾向にあり、2040年には６万８千人程度見込まれます。2040年以降、認知症高齢者数は横ばいで推移しますが、高齢者に占める認知症高齢者数の割合は増加する見込みとなっています。

【神戸市の認知症高齢者数の推計】

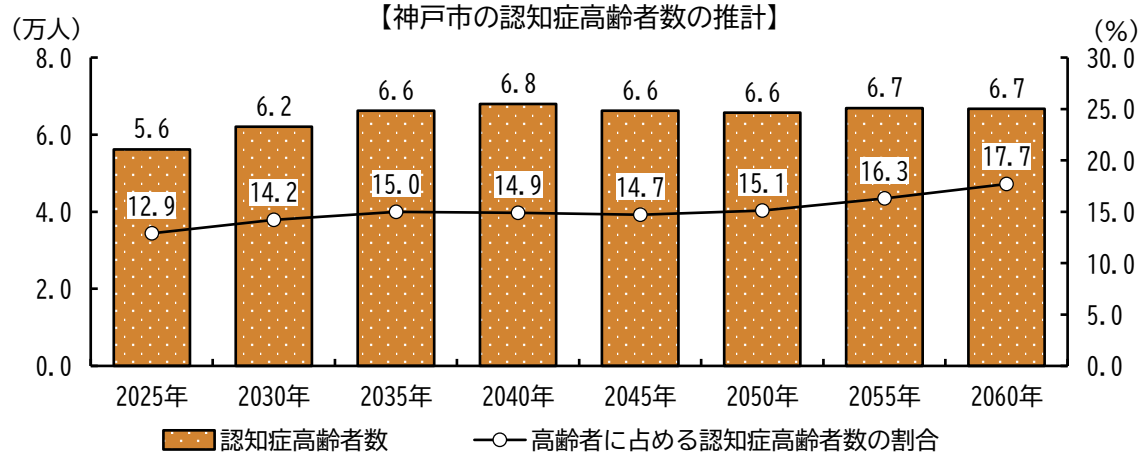

※　認知症の有病率を将来人口推計に乗じて算出。
　　出典：令和５年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」参照

第３節　目標（施策の柱）

目的を達成するため、７つの目標（＝施策の柱）を設定し、各種施策を計画的に推進していきます。

高齢者が尊厳をもって、自立した生活を営むことができる社会の実現

目標（施策の柱）

フレイル予防をはじめとした介護予防の推進
（第３部　第１章）

地域での生活の継続に向けた支援
（第３部　第２章）

認知症の人にやさしいまちづくりの推進
（第３部　第３章）

安全・安心な住生活環境の確保
（第３部　第４章）

地域包括ケアと医療・介護連携の強化
（第３部　第５章）

介護人材の確保・育成・定着
（第３部　第６章）

介護保険制度の適正運営
（第３部　第７章）

第３部

施策

第１章　フレイル予防をはじめとした介護予防の推進

第１節　フレイル予防と活動・参加の推進

（１）普及啓発及び多様な活動を促進する環境づくり

＜　取組の方向性（課題）　＞

フレイルの進行や認知機能の低下防止のため、身近な地域で多様な活動ができるよう、気軽に参加できる「つどいの場」を整備・充実していきます。

また、人生100年時代を見据え、多様な年代や生活スタイルに対応するため、様々な媒体で啓発を行うことが重要です。高齢者の心身の状況や生活習慣、趣向等に応じた介護予防の参加機会を提供し、自己選択できるような情報発信を行っていきます。

※フレイル：病気ではないが、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。

＜　主な施策　＞

○ つどいの場の設置促進

「つどいの場」は、フレイル予防や健康づくりをはじめ、ボランティア活動、スポーツの会や趣味活動、学習・教養サークル等、地域で開催されている住民主体の高齢者の交流の場です。人と人とのつながりを通じて生きがいややりがいを感じ、活動が充実していくような地域づくりを行います。

●つどいの場支援事業

地域で自主的に行われるつどいの場に対し、運営費の一部を補助するとともに、生活支援コーディネーターやあんしんすこやかセンターが立ち上げや運営に関する相談に対応するなど支援します。

■ 補助団体数：276団体（2025年度実績　交付決定団体数）

●地域拠点型一般介護予防事業

体操や給食・レクリエーションに加え、専門職による介護予防講座を実施し、地域に根ざした介護予防活動に取り組みます。

■ 実施箇所数：87箇所、利用登録者数：1,417人（2025年度実績）

●介護予防カフェ

民間企業と連携し、地域の集会所等で高齢者が集まる介護予防カフェの立ち上げを支援するとともに、引き続き住民の自主的な取り組みを支援します。

■ 立ち上げ箇所数：100箇所（2025年度末時点）

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

訪問型サービス及び通所型サービスの内容について、事業評価を踏まえながら、利用者の状態や生活スタイルにより適応するよう、必要な見直しを行います。また、住民団体・ＮＰＯ民間企業等の多様な主体による生活支援・サービスが提供できるよう、新たな担い手の発掘や体制づくりに取り組みます。

●フレイル改善通所サービス

「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」をバランスよく取り入れたプログラムを提供し、サービス利用中から社会参加や健康づくり活動を継続できるように支援します。

■ 実施箇所数：市内34箇所、利用者数（実人数）684人（2025年度実績）

●多彩プログラム型ミニデイサービス（こうべ彩アクティブ）

30分以上の運動プログラムのほか、事業者ごとに異なるプログラム（レクリエーション、健康講話、グループワークなど）を行うことにより、要介護度の進行・重症化を防ぎ、地域において高齢者が生き生きと自分らしい生活を営むことができるよう支援します。

■ 実施箇所数：10箇所（各区１箇所）

●生活支援訪問サービス

本市の定める研修を修了した方等が、軽度の方(要支援者・総合事業対象者)の自宅を訪問し、掃除や買物等の生活援助を提供し、自立を支援します。

■ 指定事業所数：343事業所(2025年度実績)

■ 利用者数：約2,200人/月(2025年度実績)

●住民主体訪問サービス

ＮＰＯ法人等のボランティアが、掃除や買物等の生活援助を提供します。

■ 実施団体数：５団体(2025年度実績)

○ 普及啓発

フレイルチェックや予防プログラム、ICTを活用した情報発信、応援サイトや体操の普及等、高齢者一人ひとりが自分に合った介護予防を選択し、継続的に取り組めるよう、多様な啓発活動を展開します。

●70歳フレイルチェック

当年度70歳の誕生日を迎える市民全員を対象に、市内登録薬局や集団健診会場において、70歳フレイルチェックを実施します。

■ 実施人数：市内登録薬局823人（登録薬局約400箇所）（2025年度実績）
集団健診会場1031人（2025年度実績）

●ＫＯＢＥセルフフレイルチェックコンテンツ ～介護予防のための心身の元気度チェック～

スマートフォンやパソコンからいつでもどこでも気軽にフレイルチェックができるコンテンツを、「介護予防・フレイル予防応援サイト」内に公開しています。

●介護予防・フレイル予防応援サイト

自宅でも楽しんでフレイル予防に取り組めるよう、「介護予防・フレイル予防応援サイト」を通じ、「ＫＯＢＥ元気！いきいき！！体操」等の高齢者向けコンテンツを発信します。

●フレイル予防支援事業

65歳以上を対象に、フレイルチェックや、地域の特性を考慮したフレイル予防のための講話・体操等のプログラムを実施します。

■ 参加人数：817人、78回開催(2025年度実績)

●アクティブシニア目標シート

自らの目標を設定し生活を見直すきっかけ作りを行うために、アクティブシニア目標シートを活用し、介護予防や高齢者のセルフマネジメント力向上を推進します。

●ＩＣＴを活用した啓発

ＩＣＴの活用も含めて、つどいの場等の地域資源を記載したマップ等を作成し、地域住民と共有するなど、個々人に応じた介護予防の取り組みが選択できるように環境整備を進めます。

●神戸市オリジナル体操（ＫＯＢＥ元気！いきいき！！体操）

つどいの場での活動支援のため作成した体操ＤＶＤについて、自宅での取り組みも含め、幅広く普及を図ります。

■「フレイル」の認知率（目標）

内　容	2025 年度	2028 年度
「フレイル」という言葉を良く知っており予防活動をしている方の割合	22.5%（※）	30.0%

（「高齢者一般調査（2025 年度）」より）

（２）エビデンスを活用した効果的な介護予防施策の展開

＜　取組の方向性（課題）　＞

学識経験者や関係機関と連携し、高齢者の心身の多様な課題に対して、エビデンスを活用した事業展開を行うとともに、その効果について評価検証を行っていきます。

また、介護予防や健康づくりがより推進されるよう、インセンティブについても検討を行っていきます。

＜　主な施策　＞

●大学等と連携した介護予防の評価

日本老年学的評価研究（ＪＡＧＥＳ）プロジェクト等の研究機関や、大学等と連携し、介護予防事業についてＰＤＣＡサイクルを回しながら、効果的な事業を展開します。

●データを活用した介護予防の取組（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）

後期高齢者の医療・介護・健診等のデータを活用し、疾病予防・重症化予防とフレイル予防の一体的な取り組みを行います。地域のつどいの場等で実施する健康教育・健康相談（集団支援）と、個別の保健指導（個別支援）を実施します。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の実績および年間目標

		2025 年度末	2029 年度末
ポピュレーションアプローチ（集団支援）	実施箇所数	45箇所	45箇所（合同圏域）
	実施（延）人数	1,697人	1,800人
ハイリスクアプローチ（個別支援）	実施人数	3,901人	4,000人

（３）地域リハビリテーションの推進

＜　取組の方向性（課題）　＞

医療･介護分野において多職種連携による切れ目のないリハビリテーション支援体制を構築するとともに、市民や関係者にリハビリテーションの理解促進を図ります。

＜　主な施策　＞

●神戸市リハ職種地域支援協議会との連携

リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の職能団体　「神戸市リハ職種地域支援協議会」との連携等、資源の把握も含めたリハビリの充実を図ります。リハビリ専門職が地域の様々な拠点に出向き、自立支援等に関する啓発や人材育成を行う取り組みを推進します。

●多職種による地域ケア会議への参画

地域ケア会議等に、リハビリ専門職をはじめ、口腔機能・口腔衛生等の観点から歯科衛生士、栄養摂取等の観点から管理栄養士等の多職種の専門職が参画し、高齢者の自立支援・　重度化防止に向けた助言を行います。

また、そのノウハウや事例を共有し、積み重ねることで施策へ反映します。

■ 地域ケア会議へのリハビリ専門職等の参加状況:8件（2025年度実績）

第２節　健康づくり対策

＜　取組の方向性（課題）　＞

生涯を通じた健康づくりを推進し、誰もが健康になれるまちを目指すためには、適切な生活習慣の確立を図るとともに、「ヘルスケアデータ連携システム」等の医療・健康データを活用した保健事業を推進し、健康格差の縮小と健康寿命の延伸に向け、重点的に取り組むべき方策の検討が求められています。

＜　主な施策　＞

●科学的データに基づく保健事業の推進

保健・医療・介護分野において、「ヘルスケアデータ連携システム」 等の医療・健康データを活用し、エビデンスに基づく政策立案（ＥＢＰＭ）を推進することで、市民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小、疾病予防や生活機能の改善（フレイル予防）等、健康増進に向けた保健事業を効果的に実施します。

●データを活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
（重症化予防・低栄養対策）（再掲）
※P.16に詳述しています。

●健康教育による普及啓発

生活習慣病予防や健康寿命延伸、介護予防等をテーマとした健康教育を地域交流センター等の身近な会場で実施します。

■ 健康教育（高齢者向けの健康づくり）の実績および年間目標

	2025 年度末	2029 年度末
実施回数	115回	130回
実施人数	3,000人	3,500人

●オーラルフレイル対策等の歯科口腔保健の推進

生涯にわたり、おいしく食べて会話を楽しむためには歯と口の健康は欠かせません。

そこで、口腔を清潔に保ち、口腔機能を維持するための取り組み（オーラルフレイル対策）も推進していきます。

地域の歯科医院で65歳及び75歳（後期高齢者医療制度被保険者）を対象として、オーラルフレイルチェック事業を行い、口腔機能を維持・向上してフレイル予防に貢献します。

オーラルフレイルの認知度が低いことから、引き続きオーラルフレイル予防を啓発します。

また、配慮を要する方には、在宅への訪問歯科診療事業・訪問口腔ケア事業を推進することにより、誤嚥性肺炎を予防し、自分の口で食べられるよう支援します。

※オーラルフレイル：むせ、食べこぼし、発音がはっきりしない、噛めない等、口の機能のわずかな衰えのこと。早期に気づき対処することで、低栄養やフレイルを予防します。

■ オーラルフレイルチェック事業の実績及び年間目標

	2025 年度末	2029 年度末
利用率	65歳：14.2% 75歳：12.8%	65歳：20% 75歳：15%

■ 神戸市の補助金を活用した訪問歯科診療事業・訪問口腔ケア事業実施状況

神戸市歯科医師会の窓口で受け付けた訪問歯科診療患者数：164人（2025年度実績）

神戸市歯科医師会の窓口で受け付けた訪問口腔ケア患者数：224人（2025年度末累計）

<オーラルフレイルの認知率>

2025年度 40.1%（よく知っている12.4%、だいたい知っている 27.7%）

（「高齢者一般調査（2025年度）」より）

第３節　生涯現役社会づくり

＜　取組の方向性（課題）　＞

高齢者の社会参加を促進し、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる環境づくりを進めていきます。

また、定年後の就労やボランティア活動等、様々な形で高齢者が社会参加できる社会の実現に向け、ニーズ把握や企業とのマッチング等に取り組んでいきます。

さらに、介護人材不足が将来にわたり見込まれる中、高齢者に対する生活支援サービスや介護サービスの担い手となる等、地域社会の幅広い支え手のひとりとして元気な高齢者が活躍できる取り組みが求められています。

＜　主な施策　＞

●ＫＯＢＥシニア元気ポイント

高齢者が介護施設等において、ボランティア活動を行った際にポイントを付与する「KOBEシニア元気ポイント制度」について、効果的な広報等を行い、活動登録者・登録団体を増やします。

●老人クラブ（ＫＯＢＥシニアクラブ）への支援

健康づくりや地域の清掃、見守り等の活動を通じ、高齢者自身の生活の充実に加え、高齢者相互の助け合いや地域福祉の向上に貢献する老人クラブに対し、ＫＯＢＥシニアクラブ（神戸市老人クラブ連合会）とも連携を図り、自主的な取組みを推進するための支援を行います。

●シルバーカレッジによる地域貢献

時代やニーズに即した地域社会への貢献活動に繋げるため、定期的なカリキュラムの点検・見直しを行い、地域リーダーの養成や社会貢献活動を支援するカリキュラムの充実を図ります。

●各区ボランティアセンターにおけるボランティア支援

各区のボランティアセンターで、相談、マッチング調整、養成等により、ボランティア活動を支援します。ICT等の新しいツールを活用した取り組みを推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

■ マッチング件数：1,220件（2025年度実績）

●高齢者の就労支援対策

高齢者の就労を推進するため、就職面接会等を開催するとともに、ハローワークやシルバー人材センター等との更なる連携強化を図り、より効果的な施策を検討します。

●シルバー人材センター

シルバー人材センターによる高齢者に適した臨時的・短期的な仕事の提供に努めます。 デジタル技術を活用した入会手続きや就業情報の提供により、会員の利便性向上を図るとともに、安全な就業場所の開拓を進めます。

●高齢者の移動支援

引き続き高齢者の移動を支援し、社会参加を促進するため、70歳以上を対象に敬老優待乗車証（敬老パス）を交付する敬老優待乗車制度を実施します。

第２章　地域での生活の継続に向けた支援

第１節　地域での支援体制づくり、相談体制の充実

＜　取組の方向性（課題）　＞

高齢者のみならず、障害者、生活困窮者、家族介護者への支援や複合的課題に対応していく包括的な支援体制を構築するなど、地域共生社会への対応が求められています。

また、高齢者の相談窓口であるあんしんすこやかセンターについて、関係機関との更なる連携も含めた機能強化に加え、高齢者の生活困窮や社会的孤立・ひきこもり等の早期発見・支援が重要であり、多分野横断的な対応が求められています。

※複合的課題：高齢や障害、経済的困窮や社会的つながりの希薄などを複合的に抱え、支援が必要な状態にあるものの、既存の分野別の福祉制度の枠組みだけでは十分な支援が受けられないことを指します。

＜　主な施策　＞

●地域ケア会議の開催

あんしんすこやかセンター単位及び区単位で、地域住民や福祉・医療関係者、NPO法人や地域活動団体等が参加する地域ケア会議を開催して、高齢者の生活上の課題等（金銭管理、ごみ出し等）への支援に繋げます。全市的な課題は全市レベルの地域ケア会議で政策形成に繋げます。

■センター主催の地域ケア会議の実施状況:150回（76か所）（2025年度実績）

■区主催の地域ケア会議の実施状況:10回（9区）（2025年度実績）

●あんしんすこやかセンターにおける業務効率化

会議の整理や統合、書類削減等、業務効率化や事務負担軽減を図ります。見直しにあたっては、ICTを活用した会議の効率化や書面での提出書類の削減を推進していきます。

●生活支援コーディネーターの活動推進

生活支援コーディネーターとして、第１層(区単位)には各区社会福祉協議会に１名(北区は２名)、第２層(中学校圏域) には各あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を１名(計78名) 配置しています。

地域共生社会への対応を図るため、第1層・第2層の生活支援コーディネーターは相互に連携しながら、地域福祉ネットワーカーや子育てコーディネーター、ひきこもり支援室、 各区くらし支援窓口との連携を強化し、地域での資源開発やネットワーク構築を進めます。

※生活支援コーディネーター：高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく住み続けられるよう、地域住民同士で見守り・支え合える地域づくりの支援を行っています。

●ひきこもり支援

「ひきこもり支援室」(ひきこもり地域支援センター) を幅広く広報・周知するとともに、地域の支援者や関係機関職員向けの研修会を実施し、8050問題等の課題に対応できるよう関係機関同士のネットワークを構築します。

また、市民を対象に本人や家族をサポートする 「ひきこもりサポーター」の養成を推進し、登録者を増やすとともに、登録者がサポーターとして継続的に活躍できるように支援します。

※ひきこもりの 8050 問題：80 代の親が、ひきこもり状態にある 50 代の子の生活を支え、世帯が経済的困窮や社会からの孤立に陥る地域課題です。

※ひきこもりサポーター：より身近な地域でひきこもりに悩む本人や家族に早期に気付き、適切な支援につなぐことができるよう、市民を対象にひきこもりに関する知識や理解があるサポーターを養成します。また、本人や家族が利用する居場所等でサポート活動ができるように支援します。

■ 支援者向け研修会実施回数（年間目標）

	2025 年度末	2029 年度末
実施回数	33回	35回

■ ひきこもりサポーター登録者数(累計目標)

	2025 年度末	2029 年度末
登録者数	173人	200人

●消費者被害防止対策

あんしんすこやかセンターが把握した被害事例を全センターで共有するとともに、県警・消費生活センターと連携し、被害防止のための啓発を行います。

■ 年間報告件数:242件（2025年度実績）

○ 家族介護者支援を含めた対応

●あんしんすこやかセンターの利便性の向上及び機能の強化

家族介護者支援の観点も含め、土日祝日いずれかのあんしんすこやかセンターの開所を全76 センターで継続します。今後、医療・介護の必要性が高まる75歳以上の後期高齢者の増加を踏まえ、センターが高齢者や家族介護者からの総合相談をはじめとする包括的支援の機能が十分に発揮できるよう、組織・運営体制の充実・強化を図ります。

■ 年間相談件数:576,462件（2025年度実績）

●介護リフレッシュ教室等の開催

介護者の精神的負担の軽減や健康づくり等を目的に介護リフレッシュ教室を開催し、 介護に役立つ情報提供や家族同士の情報交換の場を提供します。あわせて、認知症サロンや認知症カフェ等、介護者が話し合える場づくりを推進します。

■ 介護リフレッシュ教室の実施状況:401回、3,281人(2025年度実績)

●こども・若者ケアラーへの支援

家族の介護等により重い責任や負担を負っている 「こども・若者ケアラー」の孤立を防ぐため、引き続き、専用の相談窓口で生活保護・困窮、高齢福祉・障害福祉・児童福祉・教育分野等と連携しながら、伴走的な支援を行うとともに、当事者同士の交流・情報交換の場での支援を推進します。

また市内・近隣の大学やハローワークとの連携を図り、18歳以上の若者ケアラーへの支援を行うとともに、小中学生のこどもケアラーのため、地域のこどもの居場所(こども食堂、学習支援等）とのネットワークを構築します。

民間企業と連携した、こども・若者ケアラーへの支援を推進します。

○ 生活困窮者支援

●くらし支援窓口での支援

各区・支所に「くらし支援窓口」を設置し、生活困窮者からの相談に応じています。家計相談や早期の就労に向けた支援を含め、継続的な支援を行います。

■ 自立支援計画作成率（年間目標）

	2025 年度末	2029 年度末
自立支援計画作成率	24%	30%

●地域福祉ネットワーカーの配置

地域福祉ネットワーカーを各区社会福祉協議会に配置し、くらし支援窓口等様々な関係機関との連携を強化し、生活困窮・社会的孤立等複合的な課題を抱えた世帯へのアプローチに取り組みます。

■ 新規相談件数：2,084件（2025年度実績）

※地域福祉ネットワーカー：複合的な課題を抱えた世帯に対し、積極的な訪問や課題解決に向けた個別支援を行います。また、地域の共通課題に対しても、社会福祉施設、NPO 法人、民生委員やふれあいのまちづくり協議会等関係機関を巻き込みながら、地域で支え合う仕組みづくりを推進しています。

第２節　住まいと生活環境の推進

＜　取組の方向性（課題）　＞

高齢者が健康に安心して暮らし続けることができるように、断熱性能やバリアフリー性能等、安全・安心な住まい・住環境の確保を図っていきます。

＜　主な施策　＞

●安全・安心な住環境確保に向けた相談・普及啓発

住まいの相談窓口 「すまいるネット」を通じ、断熱化やバリアフリー化等、高齢者に配慮した住宅性能の確保に向けた普及啓発のほか、住宅改修や高齢者の住み替え等の相談に対応します。

●住宅のバリアフリー化

介護保険サービスの上乗せとして、要介護認定を受けた方や、身体障害者手帳をお持ちの高齢者等を対象とする住宅改修助成事業を引き続き実施します。

●鉄道駅のバリアフリー化

国の鉄道駅バリアフリー料金制度により整備促進が図られるほか、要件を満たす鉄道駅舎へのエレベーター設置等のバリアフリー化には県市協調補助により、高齢者や障害者等の利用環境の更なる改善を図ります。

●高齢者の買物支援

住宅の立地等から、買物に不自由する高齢者を支援するため、移動販売サービスとの連携が可能な市営住宅等を活用した買物支援の取り組みを検討します。

第３節　権利擁護、虐待防止対策

＜　取組の方向性（課題）　＞

認知症高齢者の増加等を踏まえ、判断能力が不十分になっても安心して生活できるよう、権利擁護施策を充実していくとともに、2026年６月に公布された民法等の一部を改正する法律及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けて、対応できるよう検討を進めます。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応に繋げるため、研修や連携体制の充実が求められています。

※下記施策は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた市町村計画に位置付けられています。

＜　主な施策　＞

●日常生活自立支援事業の推進

福祉サービスの手続きの手伝いや日常の金銭管理、重要書類の預かり等を行います。

■ 契約件数：791件（2025年度実績）

●専門職団体との連携強化

専門職団体との連携を強化し、市長申立の書類作成委託等の施策を推進します。また、安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センターにおいて、引き続き権利擁護・成年後見制度に関する専門職相談を実施し、近年複雑化する相談に対応します。

■ 専門職相談件数：122件（2025年度実績）

●市民後見人の養成・支援

「市民後見人」の養成を推進します。また、登録者については、研修の充実等により資質の向上を図るとともに、地域における活動にあたっても支援を行います。

■市民後見人登録者数：110名（2025年度実績）

●成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用（市長申立費用及び報酬）を負担することが困難である方に対して助成を行います。

■ 成年後見制度の利用にかかる費用の助成者数：報酬713名（2025年度実績）

●高齢者虐待

養護者による虐待対応への取り組みとして、各区の職員やあんしんすこやかセンター職員への高齢者虐待対応研修を実施するとともに、各区の高齢者虐待防止ネットワーク事業等を通した関係機関との連携体制の整備・充実を図ります。

また、高齢者虐待対応ワーキンググループを設置し、高齢者虐待対応に関して全市的に取り組むべき事柄等について、専門家の意見を聴取する機会を確保し、体制整備を進めます。

加えて、養介護施設等従事者による虐待対応への取り組みとして、介護保険事業者に対して、引き続き高齢者虐待防止研修の実施を働きかけます。

■ 高齢者虐待対応研修の目標（年間）

	2025 年度末	2029 年度末
高齢者虐待対応研修延べ参加者数	290人	300人
施設長・研修担当者対象研修延べ参加者数	171人	225人

第４節　身寄りのない高齢者等への包括的支援

＜　取組の方向性（課題）　＞

世帯構成や地域のつながりの変化に伴い、身寄りのない単身高齢者や、身寄りはあっても頼ることができない高齢者が増加しており、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題が顕在化しています。こうした中、2026年６月25日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実を図っていくこととされています。また、日常的な安否確認や相談支援が届きやすい地域づくり等、日頃から地域や社会との接点をつくり、早期に異変に気付くことができる体制を維持・強化します。

＜　主な施策　＞

●高齢者見守り

地域住民やボランティア、民間事業者など多様な主体による見守り活動を推進して、ひとり暮らし高齢者等の孤立・不安の軽減を図るとともに、必要な支援や相談につながる体制の充実を進めます。

また、日常的な安否確認とともに、高齢者安心登録事業やGPSサービスなどの緊急時対応を組み合わせた包括的な見守り支援を推進します。

●こうべ終活相談窓口・終活情報登録

シニア世代の今後の人生をより豊かで充実したものにするため、こうべ終活相談窓口にて、財産管理や医療・介護、葬儀・遺言等、将来に向けた不安をお聞きし、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげます。あわせて、エンディングノートの保管場所や緊急連絡先などの終活情報を行政に登録いただくことにより、もしものときに、指定したご家族や大切な方からの問合せに対し、本人に代わり登録情報をお伝えします。

●エンディングプラン・サポート事業

頼れる親族等がおらず、自身の葬儀や納骨に不安を抱える高齢者に対し、葬祭事業者との生前契約の締結を支援します。

■ 契約件数 ： 17件（2025年度実績）

●日常生活自立支援事業の推進（再掲）

※P.27に詳述しています。

第３章　認知症の人にやさしいまちづくりの推進

＜はじめに＞

本市では、「認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと」、「認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること」を基本理念に、2018年に「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

さらに、神戸発の取り組みとして、認知症の早期受診を支援する「認知症診断助成制度」と、認知症の人が関わる事故を救済する「認知症事故救済制度」を組み合わせた「認知症神戸モデル」を2019年に創設し、全国に先駆けて認知症の人にやさしいまちづくりを推進してきました。

これまでに診断助成制度利用者数は累計11万人を超え、事故救済制度では80件を超える保険金・給付金の支払いを行うなど（2026年６月時点）、多くの市民に利用されています。この取り組みは、早期受診や、認知症の人やご家族の安心、認知症の普及啓発にも繋がっており、国の認知症施策の方向性を先取りするモデルとして評価されています。

認知症は 加齢に応じて誰もがなり得るものであり、市民一人ひとりが自分ごととして捉え、認知症への理解を深めていくことが重要です。また、「新しい認知症観」に基づいて、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、当事者の声を踏まえながら、施策の充実を図っていくことが求められています。そこで、この度、認知症の本人・家族へのインタビューを実施しました。

その結果、認知症の本人・家族を支える地域資源のさらなる周知、認知症への理解と知識を広めるための取り組み、地域における当事者同士の交流の場の充実等に関して一層取り組みを進めるべき方向性が明らかになりました。

本章は、こうした成果や課題を踏まえ、「認知症の人にやさしいまち」の実現に向けて引き続き積極的に取り組みを推進すべく、「神戸市認知症施策推進計画」として策定します。

※「新しい認知症観」…認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

第１節　予防及び早期介入

＜　取組の方向性（課題）　＞

認知症は加齢に応じて多くの人がなり得るものであり、認知症の人を含む全ての市民が、その人の希望に応じて、科学的知見に基づく予防に取り組み、早期に必要な対応につながることができるようにします。

※予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

＜　主な施策　＞

●フレイル改善通所サービスの提供

認知症疾患医療センター等で軽度認知障害（ＭＣＩ）と診断された方へ、フレイル改善通所サービスの案内を行います。

※フレイル改善通所サービスはP.13に詳述しています。

●診断助成制度（認知症神戸モデル）

65歳以上の市民を対象に、認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（第１段階）と、軽度認知障害（ＭＣＩ）を含めた認知症の診断を行う認知機能精密検査（第２段階）の２段階方式の診断を自己負担なしで行う制度です。

認知症新薬が投与対象かどうかの診断に係る費用も助成の対象とします。

必要な方が早期受診・早期診断につながり、診断後にはその後の支援にもつながるよう、引き続き、制度の周知と円滑な実施に努めます。

■ 神戸モデル（診断助成制度）認知率（目標）

	2025 年度	2028 年度
高齢者一般調査	53.3%	55.0%
在宅高齢者実態調査	61.1%	60%以上を維持

※認知症神戸モデル：認知症の早期受診を支援する「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」を組み合わせて実施する制度

第２節　事故の救済及び予防

＜　取組の方向性（課題）　＞

認知症の人ができる限り住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、認知症の人及びその家族の安心につながる取り組みを推進していきます。

＜　主な施策　＞

● 事故救済制度（認知症神戸モデル）

認知症の方が事故を起こした際、賠償責任の有無に関わらず、被害に遭われた市民に支給する見舞金（給付金）制度（事前登録不要）と、賠償責任がある際に支給する賠償責任保険制度（事前登録必要）を組み合わせ、幅広い事故に対応します。

また、認知症の方が行方不明になることを未然に防ぐため、ＧＰＳ（衛星利用測位システム）端末を貸し出すサービスを提供するとともに、衣服等に貼り付け、行方不明時の迅速な身元確認・保護につなげる「みまもりシール」を配布します。

積極的な周知に取り組むことによって制度の認知率向上及び利用促進につなげます。

■ 神戸モデル（事故救済制度）認知率（目標）

	2025 年度	2028 年度
高齢者一般調査	28.9%	40.0%
在宅高齢者実態調査	32.2%	40.0%

●高齢者安心登録事業

行方不明等、日常生活の心配がある高齢者に、事前に生活情報等の登録をしてもらい、管轄のあんしんすこやかセンターや警察等と情報を共有することで、日頃の地域での見守りに役立てます。また登録者が行方不明になった場合は、電子メールで行方不明発生情報を地域の捜索協力者に配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指します。

●運転免許自主返納啓発

「運転免許証自主返納」のパンフレットを市内に配付（診断助成制度の認知機能検診（第１段階）の受診者に配付）し、運転免許自主返納の啓発を実施します。

第３節　治療及び介護の提供

＜　取組の方向性（課題）　＞

認知症の人が、自らの意向が十分に尊重され、適切な医療、介護サービス等を適時にかつ切れ目なく利用できるように、認知症神戸モデルの推進とともに、地域における連携体制を整備します。

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながることができるように、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センター等の相談先や地域資源に関する情報提供および周知を行います。

＜　主な施策　＞

●診断助成制度（認知症神戸モデル）（再掲）

※P.31 に詳述しています。

●認知症ケアパスの普及啓発

認知症の進行や出現する症状等に応じた相談先や、どのような医療・介護サービス受けることができるのかなどについて示した認知症ケアパスについて、認知症の方やその家族等が必要に応じて活用できるよう、医療機関や介護事業者等にも広く普及啓発を行い、診断後支援につなげます。

■ 認知症に関する相談窓口を知っている割合

	2025 年度	2028 年度
高齢者一般調査	30.9%	40.0%
在宅高齢者実態調査	37.6%	40.0%

●初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が、認知症の疑いがあるが医療・介護サービスを利用していない方や、受診拒否の方、認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方を対象に、ご自宅等を訪問し、医師やあんしんすこやかセンター、区役所等の関係機関と連携しながら適切な医療・介護サービスに繋ぐための支援を実施します。

■ 医療・介護に繋がった方の割合（目標）：各年度65%（2027～2029年度）

●認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談を実施するとともに、認知症の方の診断後の生活や不安の軽減が図られるよう、日常生活支援相談や、認知症に関する教育や本人・家族の交流等を行う認知症サロン事業を引き続き実施します。診断後の相談支援の充実やかかりつけ医等の地域との連携強化、困難事案への対応等、地域の認知症医療提供の拠点としての機能を強化します。

●医療・介護従事者研修

医療・介護従事者への研修実施により、「意思決定支援」などを含む認知症への対応力向上を図り、地域における連携体制を整えます。

■ 養成者数・研修修了者数（累計目標）

	2025 年度末	2029 年度末
・認知症サポート医	270 人	330 人
・認知症介護実践者研修	5,217 人	5,500 人
・認知症介護実践リーダー研修	857 人	1,000 人

第４節　地域の力を豊かにしていくこと

＜　取組の方向性（課題）　＞

認知症はだれもがなり得るものであり、身近な人同士で支え合うためにも、市民や関係機関等に対する普及啓発を推進し、「新しい認知症観」を含め、認知症に対する理解を深めることが必要です。また、認知症の当事者がその経験や思いを発信し、地域の中でつながりを持つことができる機会の充実が重要です。

認知症の人や家族、地域住民等が互いに支えあうための相談・交流の活動がさらに推進されるよう、認知症カフェ等に対する支援を行います。

区役所・あんしんすこやかセンター配置の認知症地域支援推進員や、認知症サポーター等を中心に、認知症の人を支える地域の力を豊かにし、認知症の人が安心して暮らし続けられるよう、取り組みを推進していきます。

＜　主な施策　＞

●市民啓発

世界アルツハイマーデー（毎年９月21日）関連での啓発活動、地域への出前トークを実施するとともに、認知症の方自身からの「本人発信」等、様々な方法で市民への啓発活動を実施します。「新しい認知症観」も含め、市民に対し認知症に関する普及啓発に努めます。

■ 認知症に対するイメージ（認知症になっても今まで暮らしてきた地域で生活できる）

	2025 年度	2028 年度
高齢者一般調査	46.9%	50.0%
在宅高齢者実態調査	38.0%	50.0%

●認知症サポーター養成

地域全体で認知症の方を見守るため、認知症の症状や認知症の方への接し方を学ぶことができる認知症サポーター養成講座を実施します。認知症の正しい知識と理解を持った認知症サポーターの養成を行い、養成後もさらに理解を深めるための研修を実施するなど、地域において活動するための支援を実施します。また、あわせて講師であるキャラバン・メイトの養成も推進します。

■ 認知症サポーター養成者数（累計目標）

	2025 年度末	2029 年度末
養成者数	152,686 人	177,000 人

●認知症カフェ

認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場の登録・紹介を行います。認知症カフェは、認知症の人や家族にとって、地域参加の入口であり、専門職等からのアドバイスや他の参加者との情報交換により適切なサービスや不安の軽減などにつながる重要な場です。引き続き、認知症カフェの周知及び運営主体への補助実施による支援等に努めます。

■ 認知症カフェ箇所数（目標）

	2025 年度末	2029 年度末
箇所数	54 箇所	70 箇所

●認知症地域支えあい推進事業

地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、講師として専門職の派遣を実施します。

●若年性認知症の方への支援充実・社会参加促進

若年性認知症の方とその家族に対し、県若年性認知症支援コーディネーター等との連携による支援を実施します。また、医療・介護関係者等の若年性認知症に対する理解を深めるため、若年性認知症支援研修と若年性認知症デイサービス・デイケア研修を実施します。さらに、若年性認知症の早期発見や、職場での理解・サポートに繋げるため、企業の従業員及び労務管理部局にとって身近な相談先である産業医を対象に研修を実施し、啓発を行います。

●声かけ訓練

お困りの高齢者等を見かけた際に、適切な声かけ等の対応ができるよう、認知症高齢者等への声かけ訓練を、引き続き、あんしんすこやかセンター単位で実施し、地域における支援体制を構築します。

■ 声かけ訓練実施箇所数（目標）：３か年で76センター（全あんしんすこやかセンター）
（2027～ 2029年度）

●みまもりシール（再掲）

※P.32に詳述しています。

●高齢者安心登録事業（再掲）

※P.32に詳述しています。

●成年後見等の権利擁護の取り組みの推進（再掲）

※P.27に詳述しています。

●全体総括

■ 神戸は認知症になっても安心して暮らし続けられるまちだと思う人の割合（目標）

	2025 年度	2028 年度
高齢者一般調査	42.5%	50.0%
在宅高齢者実態調査	45.8%	50.0%

第４章　安全・安心な住生活環境の確保

第１節　多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保

（１）多様な住まいの確保

＜　取組の方向性（課題）　＞

高齢者のニーズに応じた住まいの確保と支援、分かりやすい住宅情報の提供を行っていきます。

＜　主な施策　＞

●サービス付き高齢者向け住宅の確保

本市独自の登録基準により、良好なサービス付き高齢者向け住宅を誘導します。

①「住宅」としての質を確保するため、できる限り専用部分の面積を確保するとともに、 専用部分への台所の設置を誘導する。
「住戸面積(専用部分)/戸」が20㎡以上かつ一定規模の台所を設置する場合は、「専用部分と共同利用部分面積計/戸」を23㎡以上とする。
②共同利用部分の台所の利用しやすさを向上させるため、入居者の使用状況や生活支援サービスの有無等に応じた規模や数を誘導する。
③入居者以外も利用できる地域交流のためのスペースは、住宅が地域に認知され、相互交流を促すきっかけにもなりうることから、共同利用部分での設置を誘導する。
④安全な住まい・住環境を推進するため、既存改修の住宅登録の場合においても新築と同様にエレベーターの設置や耐震性の確保を求める。
（上記方針に基づき、基準等は「神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱」に定める）

●有料老人ホーム

有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、適正な設置及び運営の確保を図ります。

●市営住宅

シルバーハイツや高齢者世帯向けの特定目的住宅等の高齢者に配慮した住戸の提供のほか、高齢者の見回り事業を引き続き実施していきます。

●居住支援(住宅セーフティネット)

神戸市居住支援協議会をプラットフォームとして、居住支援に関わる団体と連携を図り、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

■ 市内で活動する居住支援法人：50法人（2026年６月末現在）

（２）施設・居住系サービスの確保

＜　取組の方向性（課題）　＞

本市では、高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、認知症高齢者数が2040年頃にピークを迎え、その後は減少する見込みです。また、介護保険施設や有料老人ホーム等の整備が進んだ結果、一部施設では空床が生じています。

このため第10期計画では、既存施設の有効活用を基本とし、既存施設の長寿命化による定員維持と空床の解消を図るとともに、必要な施設整備を行うことで、ピーク時の需要に対応します。新規整備においては、未整備の日常生活圏域での施設整備を優先し、地域間の偏りの解消を図ります。

今後、介護予防やフレイル対策による将来的なサービス需要の変化も見込まれることから、必要に応じて整備目標を見直します。

＜　主な施策　＞

●第10期計画期間（2027～2029年度）における整備目標

（単位：床）

		2026 年度 累計 ※１	第 10 期 期間中整備数	2029 年度 累計
介護保険施設	特別養護老人ホーム（小規模特別養護老人ホームを含む）	8,020	120 ※２	8,140
	介護老人保健施設	5,822	0	5,822
	介護医療院	463	150	613
	小計	14,305	270	14,575
認知症高齢者グループホーム		3,036	150	3,186
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅及びケアハウス）		9,762	200	9,962
合計		27,103	620	27,723

※１　「2026 年度累計」は 2026 年７月末時点の整備数累計

※２　新規整備は、地域密着型特別養護老人ホームに限る。

●施設系サービス

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、既存施設の活用と長寿命化により必要な定員を維持・確保します。

●居住系サービス

認知症高齢者グループホームについて、未整備圏域を優先して整備を進めます。また、特定施設入居者生活介護は、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換を基本とし、既存ストックを有効活用します。

●居宅系サービス

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、未整備圏域を対象に整備を進め、地域における在宅生活を支えるサービス基盤の充実を図ります。

第２節　災害時の対応（ＢＣＰ、備蓄、相互援助）

＜　取組の方向性（課題）　＞

災害時の備えについて、事業者等と連携しながら介護保険や障害サービス利用者等の要援護者への啓発を進めるとともに、地域で支え合う取り組みを推進していきます。

また、災害・感染症発生時の事業者間の支援・応援体制について検討していきます。

＜　主な施策　＞

●地域における災害時要援護者支援の取組推進

災害時の要援護者情報について、平常時から地域団体と共有することにより、日常での声かけや支え合い等、要援護者支援のための取り組みを進めます。

●基幹福祉避難所・福祉避難所開設訓練の実施

災害時に要援護者の初動受入及び生活支援を行う基幹福祉避難所において開設訓練を行います。訓練の実施にあたり、災害時の障害者支援を担う障害者地域生活支援拠点とも連携します。

また、災害時に基幹福祉避難所に続いて順次開設される福祉避難所協定施設においては、開設訓練を実施する施設に対し、備蓄物資の購入費等を助成することで訓練の実施を促進し、発災時における要援護者の円滑な受入体制の強化を図ります。

■基幹福祉避難所開設訓練（21施設）：毎年実施

■福祉避難所協定施設：2020年度から開設訓練を実施（2025年度までに104施設で実施済み）
今後は、新規施設等を中心に初回訓練を実施いただき、２回目以降の訓練の促進を図ります。

●あんしんすこやかセンターでの災害時対応、ケアマネジャーの協力推進

高齢者の安否確認や相談対応、地域団体との連携により共有された情報をもとにした要援護者の支援を行う仕組みを構築し、ケアマネジャーによるケアプランへの災害避難情報の記載を促進します。

●災害時の緊急入所推進

災害等により、自宅での日常生活が長期に渡って困難となった方へのショートステイ利用について、法定での給付が出来ない利用額に対する本市独自の上乗せ給付として「災害時ショートステイサービス」を実施します。

●災害時における歯科保健医療対策

阪神・淡路大震災で、災害関連死の約４分の１を占めた誤嚥性肺炎の主な原因は、口腔内細菌の増加によるものでした。そこで、災害時の応急歯科医療体制を整備するとともに、市民が平時から口腔ケアに取り組めるよう支援し、口腔ケアの重要性について啓発します。

第５章　地域包括ケアと在宅医療・介護連携の強化

第１節　在宅医療と介護連携の強化

＜　取組の方向性（課題）　＞

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制を構築することが重要です。そのため、医療と介護の連携により、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りの各場面において、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、人生の最終段階において患者本人が望む医療やケアを受けられるよう、人生会議（ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を推進します。

＜　主な施策　＞

●在宅医療・介護連携の推進

各区に設置する医療介護サポートセンターにおいて、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談対応や多職種連携会議の開催及び研修の実施により、在宅医療と介護の連携強化を推進します。

また、ケアマネジャーと病院の連携ツールである「入退院連携シート」や、転院を経て退院する要介護患者の情報連携ツールである「医療介護情報引継ぎシート」の活用状況調査や評価・見直しを実施するとともに、継続的な評価・改善を行うための体制構築を進め、情報連携の仕組みの充実を図ります。

●人生会議（ＡＣＰアドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発

人生の最終段階において、本人が望む医療やケアを受けられるよう、自分が大切にしていることや「どのように生きたいか」を考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者等と繰り返し話し合い共有する人生会議（ＡＣＰ）の普及啓発に取り組みます。また、医療・介護従事者が、医療倫理に基づいて患者の意思尊重を十分に考え、人生会議（ＡＣＰ）に関わることができるよう、研修や情報提供を行います。

<人生会議（ＡＣＰ）の認知率>
2025年度 10.2%（「知っている」5.0%、「言葉だけは知っている」5.2%）
（「在宅高齢者実態調査（2025 年度）」より）

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の推進

在宅生活を支える重要なサービスである定期巡回･随時対応型訪問介護看護について、サービスの普及と提供体制の充実を図るため、新規参入を促進し、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

第２節　予防・住まい・生活支援等の包括的支援

＜　取組の方向性（課題）　＞

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、医療・介護の連携に加え、介護予防、住まい、生活支援等の各分野が相互に連携し、一体的に機能することが重要です。

本節では、地域包括ケアシステムの構成要素に関する、本計画に位置付けた主な施策を整理し、相互の関連性を踏まえながら、その推進を図ります。

＜　主な施策　＞（関連する施策の一部を再掲しています）

予防

- ●フレイル改善通所サービス
  ※P. 13に詳述
- ●多彩プログラム型ミニデイサービス（こうべ彩アクティブ）
  ※P. 13に詳述
- ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（重症化予防・低栄養対策）
  ※P. 16に詳述
- ●オーラルフレイル対策等の歯科口腔保健の推進
  ※P. 19に詳述

住まい

- ●居住支援（住宅セーフティネット）
  ※P. 39に詳述
- ●地域における災害時要援護者支援の取組推進
  ※P. 42に詳述
- ●あんしんすこやかセンターでの災害時対応、ケアマネジャーの協力推進
  ※P. 42に詳述

生活支援

●生活支援訪問サービス

※P. 13に詳述

●住民主体訪問サービス

※P. 14に詳述

●地域ケア会議の開催

※P. 22に詳述

●生活支援コーディネーターの活動推進

※P. 23に詳述

●あんしんすこやかセンターの利便性の向上及び機能の強化

※P. 24に詳述

●高齢者安心登録事業

※P. 32に詳述

第６章　介護人材の確保・育成・定着

高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要が一層増加する一方で、生産年齢人口の減少等により、今後も介護人材の不足が見込まれています。

本市における介護職員の必要数（推計）（調整中）

介護人材確保プロジェクト「コウベ ｄｅ カイゴ」を推進し、「①新たな介護人材の確保」「②介護人材の育成・定着」「③就業環境の向上」の３つの柱のもと、介護の仕事の魅力向上や介護職員のキャリアアップ支援、外国人介護職員の受入・定着支援、介護テクノロジー機器の活用等による働きやすい職場環境づくりなど、介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を実施します。

また、介護人材の確保・育成・定着の推進においては、兵庫県が実施する介護人材確保施策との連携が必要です。兵庫県では、福祉人材センターを中心とした就職支援や、外国人を含めた多様な人材の参入促進、資質向上・定着支援を行うほか、介護ロボット・ICT導入支援などを通じて介護現場の生産性向上を推進しており、本市はこれらの取組とも連携しながら、市独自の介護人材確保・定着施策を展開し、介護人材の安定的な確保・定着を推進します。

第１節　新たな介護人材の確保

＜　取組の方向性（課題）　＞

介護職の魅力や専門性、仕事のやりがいを広く発信し、市民の介護への理解促進とイメージ向上を図るとともに、若い世代への働きかけや効果的な情報発信により介護分野への参入を促進します。また、外国人介護人材をはじめとする多様な人材の確保・活躍を支援し、介護人材のすそ野を広げることで、将来にわたる介護人材の安定的な確保につなげます。

＜　主な施策　＞

●介護現場の魅力発信・理解促進

介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」のホームページを通じて、介護の仕事の魅力や介護職員への支援制度に関する情報を発信します。また、事業者団体等と連携し、トライやる・ウィーク等の学校教育の機会を活用して、介護の仕事への理解を図る取り組みを促進します。

●再就職支援、介護現場への就労啓発

兵庫県と連携して潜在介護職員を対象とした再就職支援セミナーを実施するとともに、兵庫県福祉人材センターと連携した啓発活動等を通じて、介護職員の再就職を支援します。

また、各区くらし支援窓口等で離職された方への就労案内を行うなど、様々な場で介護事業者への就労を働きかけます。

●住まい確保への支援

介護職員を新たに採用した介護事業者に対し住宅手当補助を実施するとともに、外国人材等の円滑な住まい探し・入居に向け、神戸市居住支援協議会において必要な居住支援を実施します。

●外国人介護職員の受入促進

兵庫県や事業者団体等と連携した外国人介護職員の受入に関するセミナーを開催する等、より効果的な受入促進施策を検討・実施します。

●生活支援訪問サービス従事者養成研修

高齢者の生活支援に関する基本的な知識・技術を学ぶ研修を実施し、研修修了生には、 生活支援訪問サービス事業所で新たな担い手として活躍いただくよう推進します。

■ 延べ修了者数(累計)：1,518人(2026年3月現在)

第２節　介護人材の育成・定着

＜　取組の方向性（課題）　＞

介護職員が専門性を生かしながら意欲をもって働き続けられるよう、キャリア形成やスキルアップに向けた支援を推進するとともに、介護現場の中核を担う人材を育成します。あわせて、多様な介護人材が神戸で安心して働き続けられるよう、定着に向けた支援を推進します。

＜　主な施策　＞

●高齢者介護士認定制度

介護福祉士資格取得前の職員を対象とする本市独自の「神戸市高齢者介護士認定制度」 について、合格者に対する介護福祉士取得までの支援金の支給や、認定制度を受講するための代替職員確保にかかる経費補助等、支援を推進します。

■ 高齢者介護士認定制度合格者数（累計目標）

	2025 年度末	2029 年度末
合格者数	573人	700人

●資質向上に向けた取組

神戸市社会福祉協議会等が実施する介護人材に関する各種研修を支援します。

●外国人介護人材の定着支援

外国人介護人材が安心して就労を継続し、介護福祉士資格の取得などを通じて専門性を高めながら活躍できるよう、受入事業者や関係機関と連携し、定着に向けた環境づくりを推進します。

●医療的ケア資格取得支援

特別養護老人ホームの職員が、喀痰吸引等の医療的ケアを行うための資格を取得する研修費用を補助します。

第３節　就業環境の向上

＜　取組の方向性（課題）　＞

介護現場におけるICTや介護テクノロジーの活用を推進し、業務の効率化や生産性向上による介護職員の負担軽減を図ります。また、利用者や家族からのハラスメントへの対応を含め、介護職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを推進します。

＜　主な施策　＞

●ICT及び介護テクノロジーの推進

ICT及び介護テクノロジーを活用した好事例の横展開を通じて、介護現場の業務効率化と生産性向上を推進します。

また、介護テクノロジー機器の開発や導入について、介護事業者と企業をつなぎ、課題解決に向けた相談支援や導入支援を行い、介護現場での業務効率化やノーリフティング等による介護職員の負担軽減の促進を推進します。

●ハラスメント・安全確保対策

介護サービス利用者やその家族からの介護職員に対するハラスメント対策について、兵庫県(相談窓口含む)との連携や啓発資材の活用促進等により、介護事業者内での周知や市民への理解普及を進めるとともに、管理者等を対象とした研修を実施し、ハラスメントへの適切な対応力の向上を支援します。

また、訪問介護職員・看護師の安全確保対策に資する費用の一部を補助します。

第７章　介護保険制度の適正運営

第１節　制度の持続可能性の向上

＜　取組の方向性（課題）　＞

今後も介護費用の増大が見込まれる中、介護保険制度を適正に運営し、制度の持続性を高めていきます。

＜　主な施策　＞

●認定調査員研修

「新規研修」、「フォロー研修」、「現任研修」等、認定調査員の実務経験に応じた研修の機会を設け、調査員の資質の向上に努めます。

- 新規研修実施回数：年間6回
- フォロー研修実施回数：年間6回
- 現任研修実施回数：年間1回

●認定調査委託先の検査

行政保健師等による認定調査現場への同行訪問や調査票点検を実施します。

- 認定調査委託先検査数：7事業所（2025年度実績）

●主治医意見書の充実と適正化

主治医意見書記入の手引き等をホームページに掲載し、総合病院における主治医意見書研修を実施します。

●認定審査会の平準化

二次判定について（認定審査会）、審査会グループ（合議体）間の判定の偏りや軽重度変更率を分析し、 審査会委員を対象とする研修を実施します。

- 研修実施回数：年間1回
- 一次判定からの変更率（2025年度実績）
  重度変更率：6.6%（全国7.4%）
  軽度変更率：0.4%（全国0.6%）

●住宅改修の点検の適正化

一定の要件のもとに抽出した住宅改修工事の対象となる住宅を建築士の資格を持った調査員が訪問し、支給要件を満たしていることの確認や申請工事内容と施工内容が相違なく適切に施工されていることの確認を実施します。

■ 住宅改修の調査件数(年間目標)

	2025 年度末	2029 年度末
調査件数	30件	50件

●縦覧点検の実施・医療情報との突合

縦覧点検及び医療情報との突合は、国保連でのリスト抽出にもとづき、事業所に対する聞き取り調査を行い、不適切な請求は過誤調整等を依頼します。

■ 縦覧点検の実施状況(年間目標)

	2025 年度末	2029 年度末
点検件数	1,224件	1,500件

●第三者求償事務の推進

第三者行為求償について、国保連からの情報をもとに届出義務対象者を把握し、介護給付費の適正な運用を推進します。

■ 第三者行為届出数:年間20件程度

●保険料収納対策の強化

保険料の支払い手段の多様化 (スマートフォン決済の拡充、インターネットバンキング導入検討)により、収納の確保を図ります。

●制度の持続性を踏まえたサービスの見直し

介護保険外サービスについて、国の動向を踏まえ見直しや再構築を検討します。

●公平・公正なあんしんすこやかセンターの運営の確保

神戸市地域包括支援センター運営協議会(各区での取り組みを含む)を開催し、公平・ 公正なセンター運営を確保します。

■ 運営協議会実施回数:年間2回程度

第２節　事業者及び利用者への適正適切なサービスの理解推進

＜　取組の方向性（課題）　＞

事業者及び利用者への適正・適切なサービスの理解促進を図ります。

＜　主な施策　＞

●ケアマネジメント研修

ケアマネジャーに対するケアマネジメント研修や、経験豊富なケアマネジャーがサービス担当者会議等に同行する地域同行型ケアマネジメント研修を実施します。

■ 実施回数：年間8回（2025年度実績）

自立支援型ケアマネジメント研修：年間3回・延べ206名

地域同行型ケアマネジメント研修：年間3回・延べ98名

管理者応援事業：年間2回・延べ81名

●多職種によるケアマネジメント検討会

自立支援に資するケアプランに向けて 「多職種ケアマネジメント検討会」を開催します。

■ 実施回数：年間1回　3事業所　3ケアプラン（2025年実績）

■ 参加者：居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、神戸市リハ職種地域支援協議会、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会、あんしんすこやかセンター等

●リハビリ専門職によるケアマネジャーとの同行訪問

要支援者等のケアプランを作成する際、ケアマネジャーの自宅訪問時にリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）が同行し、利用者へのセルフケア等の助言を行ったり、ケアマネジャーの自立支援に資するケアプラン作成を支援します。

■ 利用件数：年間265件・77事業所（2025年度実績）

●ケアプラン点検（指導・助言等）

ケアプランの適正・適切性を点検します。指導・助言のほか、必要に応じて是正も促します。国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）の適正化システム活用による事業者抽出後、縦覧点検や個別状況を踏まえたより精査した点検を行います。

■ ケアプラン点検数：200事業所・4,386件（2025年度実績）

●施設・事業所の監査指導

法令等にもとづいて、運営指導として施設・事業所へ赴き事業運営や報酬請求等の確認を行い、必要な改善の指導を行います。不正請求や虐待疑い等の通報があった場合、監査として施設・事業所への立ち入り調査等を実施します。

■ 施設・事業所に対する監査・指導の状況（2025年度実績）

運営指導:554件

監　査:62件

集団指導:動画視聴方式で実施

第４部　介護サービス量等の見込み

第１章　被保険者数の見込み

65歳以上の高齢者人口は、2029年度には約43.6万人（高齢化率30.1%）、2040年には約45.6万人（34.8%）に迫り、市民の３人に１人以上が高齢者となります。特に75歳以上の人口は増え続け、2029年には26.3万人に達する見込みで、介護が必要な高齢者はますます増加することが予想されます。

【神戸市の高齢者（第１号被保険者）の推計人口の推移（グラフ再掲）】

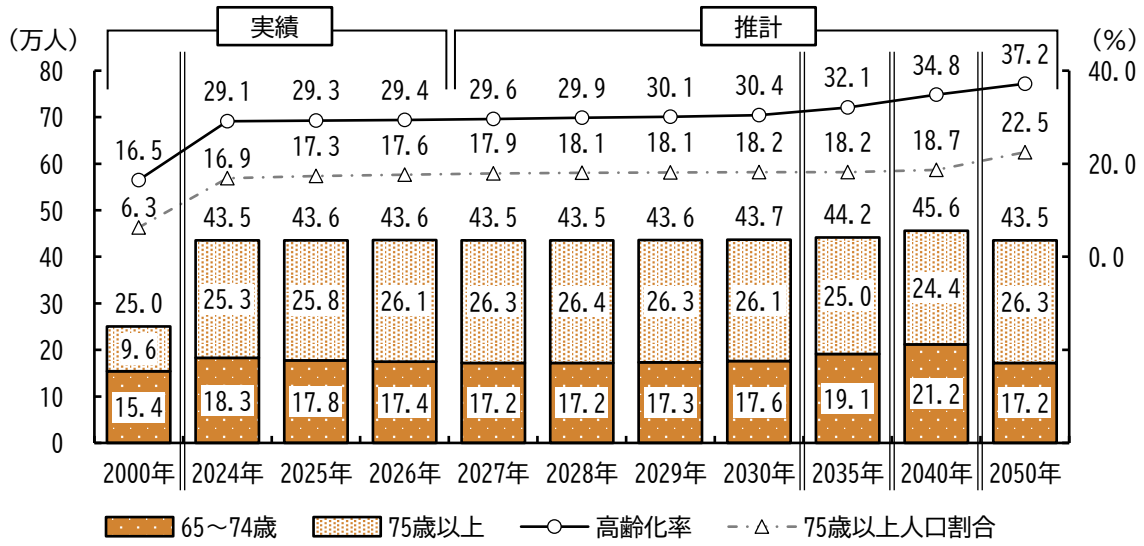

※　2000 年は４月末、2024・2025 年は各年９月末、
2026 年は６月末時点、2027 年以降は推計値

【第１号被保険者数の推移（表）】

（人）	2000年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2035年	2040年	2050年
総人口	1,508,944	1,493,990	1,487,746	1,478,319	1,468,446	1,458,109	1,447,384	1,436,318	1,375,926	1,309,000	1,170,301
第1号被保険者	249,658	435,365	435,506	435,173	435,066	435,330	435,793	436,939	441,570	456,113	435,276
65～74歳	153,875	182,595	177,549	173,830	172,092	171,778	173,215	175,838	191,082	211,837	172,207
75歳以上	95,783	252,770	257,957	261,343	262,974	263,552	262,578	261,101	250,488	244,276	263,069
高齢化率	16.5%	29.1%	29.3%	29.4%	29.6%	29.9%	30.1%	30.4%	32.1%	34.8%	37.2%
75歳以上人口割合	6.3%	16.9%	17.3%	17.7%	17.9%	18.1%	18.1%	18.2%	18.2%	18.7%	22.5%

第2号被保険者	529,848	518,307	516,677	514,194	510,594	505,839	499,898	492,845	451,835	400,388	359,644
被保険者総数	779,506	953,672	952,183	949,367	945,660	941,169	935,691	929,784	893,405	856,501	794,920

第２章　要介護（要支援）認定者数の見込み

要介護（要支援）認定者数は、2029年度には約10.8万人、2040年には、約11.5万人に迫る見込みです。また、第1号被保険者の要介護（要支援）認定率についても、2035年頃まで上昇し続けることが予想されます。

【神戸市の要介護（要支援）認定者数の推移】

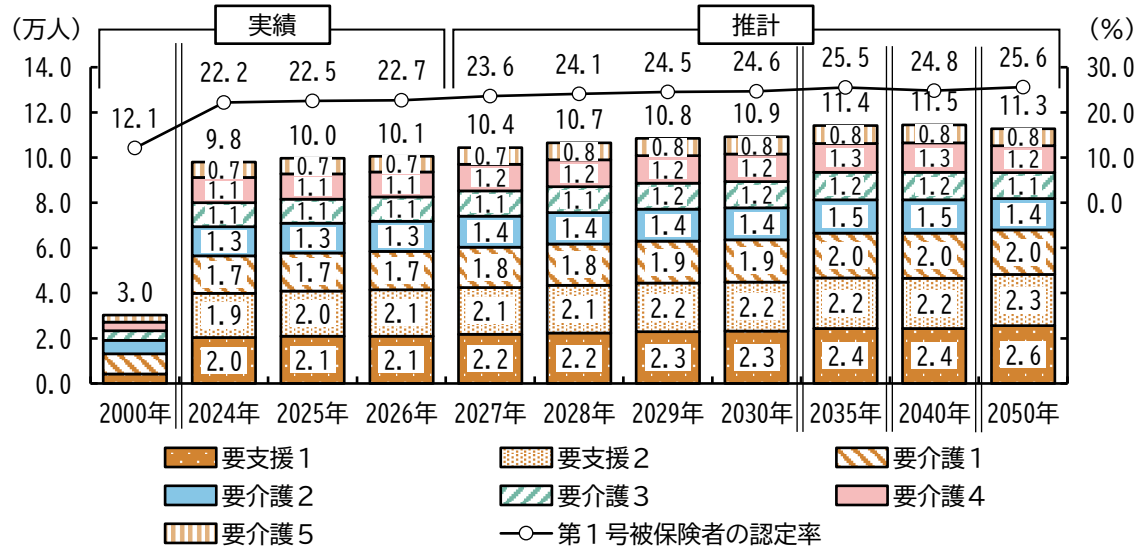

※　棒グラフの数値は第２号被保険者を含む
※　2000・2024・2025 年は各年９月末、
　　2026 年は５月末時点、2027 年以降は推計値
※　2000 年の要支援者数は要支援１・２を合わせた人数

【要支援・要介護認定者数（第２号被保険者を含む）の推移（表）】

（人）	2000年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2035年	2040年	2050年
要支援１	4,251	20,434	20,918	20,960	21,785	22,358	22,919	23,164	24,378	24,367	25,600
要支援２	－	19,454	20,045	20,500	20,734	21,147	21,536	21,701	22,387	22,204	22,650
要介護１	8,850	16,600	16,862	17,008	17,783	18,204	18,590	18,756	19,823	20,008	19,750
要介護２	5,985	12,898	13,094	13,329	13,726	13,948	14,133	14,193	14,753	14,700	13,894
要介護３	4,187	10,593	10,739	10,746	11,252	11,428	11,565	11,627	12,152	12,273	11,438
要介護４	3,826	11,179	11,169	11,097	11,765	11,951	12,096	12,163	12,753	12,918	11,957
要介護５	3,136	6,891	6,840	6,887	7,429	7,538	7,626	7,661	7,987	8,037	7,511
合　計	30,235	98,049	99,667	100,527	104,474	106,574	108,465	109,265	114,233	114,507	112,800

【要支援・要介護認定者数の構成比（2026 年５月末実績）】

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
被保険者数（人）	20,960	20,500	17,008	13,329	10,746	11,097	6,887	100,527
構成比	20.9%	20.4%	16.9%	13.3%	10.7%	11.0%	6.9%	100.0%
全　国	14.8%	14.4%	20.7%	16.8%	12.9%	12.5%	7.9%	100.0%

以下、第４部第３章「介護サービス利用者数の見込み」及び第５部「介護保険事業の費用と負担」については 、今後示される国の介護報酬改定等の内容を踏まえて算定し、第１号被保険者の保険料は、2027 年第１回定例市会（２月開催）にてご審議いただくため、現時点では掲載しておりません。

第３章　介護サービス利用者数の見込み

第１節　施設・居住系サービスの利用見込み

第２節　居宅サービス・地域密着型サービス・総合事業の利用見込み

第５部　介護保険事業の費用と負担

第１章　介護保険事業にかかる給付費等の見込み

第２章　第１号被保険者の保険料